

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納
税告知処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年5月27日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年1月12日判決、本資料2
62号-2・順号11852)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年7月19日判決、本資料2
62号-153・順号12003)

決 定

上告人兼申立人	株式会社P
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	村上 創 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	北濱 基紀

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成25年5月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	山浦 善樹
裁判官	櫻井 龍子
裁判官	金築 誠志
裁判官	横田 尤孝
裁判官	白木 勇

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。